

桐生市議会基本条例の構成

◎目的・基本理念

第1章 総則

第1条 目的

第2条 基本理念

◎議会と議員の活動原則

第2章 議会の活動原則

第3条 情報公開の徹底

第4条 市民参加の促進

第5条 市長等との関係

第6条 議会改革と議会機能の強化・充実

第6条の2 災害対応（平成28年12月22日追加）

第3章 議員の活動原則

第7条 議員の役割と責任の明確化

第8条 政治倫理条例の遵守

第9条 市民意見の尊重と市民福祉の向上

◎活動内容

<対市民>

第4章 市民に開かれた議会

第10条 インターネット等の活用

第11条 議会報告会の実施

第12条 議会広報及びホームページの充実

第13条 議長記者会見の実施

第14条 議会への市民傍聴の促進

第15条 採決の明確化

<対市民>

第5章 議会への市民参加

第16条 積極的な市民意見の聴取

第16条の2 議会モニターの設置（平成31年4月1日追加）

第17条 積極的な市民協議の場の開設

第18条 請願趣旨の聴取

<対行政>

第6章 市長と議会の関係

第19条 政策提案の説明

第20条 一般質問

第21条 反問権

<議会内>

第7章 議会の活性化

第22条 監視・評価機能の充実

第23条 政策評価の研究

第24条 議決事件の追加

第25条 政策立案機能の充実

第25条の2 正副議長選挙の立候補制（平成31年4月1日追加）

第26条 委員会の充実

第27条 会派制

第8章 政務活動費

第28条 政務活動費の執行等

第9章 議会事務局の体制

第29条 議会事務局体制の強化

第10章 雑則

第30条 見直し手続